

I 優先交渉権者の選考方法および得点配分について

1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、以下の評価項目において、各基準により評価する。

①企画意図

・企画内容が、発注者の目的及びコンセプトに合致しているか。

②業務の実施体制

ア 津山広域事務組合との協議体制を含めた業務の実施体制が十分に整っているか。

イ 過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。

③実施内容

ア 津山圏域しごと座談会（仮称）事業（以下「本事業」という。）の内容が明確に示されおり、事業の実現性が高いか。

イ 就職を巡る最新の社会情勢を踏まえ、参加者である学生などにとって役立つ内容であるか。

ウ 参加する企業にとって、自社の魅力を伝え易いなど、メリットのある内容であるか。

エ 津山圏域の就職を巡る現況を踏まえ、同圏域の特性や地域性に合わせた内容であるか。

オ 提案者の強みを生かし、先駆的かつ創造性の高い内容であるか。

④参加者の確保・募集等

ア 企画内容、実施時期などの総合的な観点から、企業や学生などが本事業に参加することの利点を感じられ、参加者数が確保できる内容となっているか。

イ 受託者の持つネットワークや過去の事業経験などから、多くの参加者を集める効果的な宣伝・広告計画を考えているか。

⑤全体スケジュール

・本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。

⑥プレゼンテーション

・企画提案書は図や表のレイアウト等に工夫があり、視覚的に分かりやすく表現され、内容を分かりやすく表現され、内容をわかりやすく説明しているか。

⑦その他加点項目

・上記のほか、業務全体の実施にあたり、予算の範囲内において、若者の津山圏域内就業促進へとつながる効果的な提案がなされた場合は別途加点する。

⑧費用

・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。

（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。）

以下の前提条件を満たし、後述に定める採点方法により算出した、各項目の点数の合計が120点以上で最も高い者を、優先交渉権者として決定する。なお、応募者が1者の場合であっても、同様に評価を行うこととし、各項目の点数の合計が120点以上の者を、交渉権者として決定する。

【前提条件】

- ① 提案価格が「見積上限額」の範囲内であること。
- ② 業務期間内でスケジュールが組まれていること。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価項目の配点

上記評価項目の点数については、合計200点満点とする。得点配分については【表1 評価項目の配点】のとおりとする。

【表1 評価項目の配点】

評価項目		配点
①企画意図		15
②業務の実施体制	ア	10
	イ	10
③実施内容	ア	15
	イ	15
	ウ	15
	エ	15
	オ	15
④参加者の確保・募集等	ア	15
	イ	15
⑤全体スケジュール		15
⑥プレゼンテーション		15
⑦その他加点項目		10
⑧費用		20
合計		200

II 各評価項目の採点方法について

1 ①～⑦の採点方法

上記「I-1-(1)」に記載した評価項目について、企画提案書の内容により評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準】

に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 ①～⑦】の計算式により配点を算出する。

【表2 企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	
3点	平均的な内容である。
2点	
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法1 ①～⑦】

「①～⑦」 = 評価委員の評価点の和 ÷ 評価委員数 ÷ 5 × 各評価項目の配点
 ⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和の小数点以下第1位を四捨五入し、配点とする。

2 ⑧の採点方法

「津山圏域定住自立圏 学生のためのつやまエリアオープンジョブ企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載した見積上限額により、「見積書（様式第5号）」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、【算出方法2 ⑧】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法2 ⑧】

$$\text{「⑧」} = \left[1 - \frac{(\text{見積価格} - \text{見積上限額の80\%})}{(\text{見積上限額} - \text{見積上限額の80\%})} \right] \times 20 \text{点}$$

※小数点以下第2位を四捨五入

- ① 見積価格が見積上限額の80%以下の場合は、一律、20点とする。
- ② 見積価格については、必要に応じて、価格調査を行う。